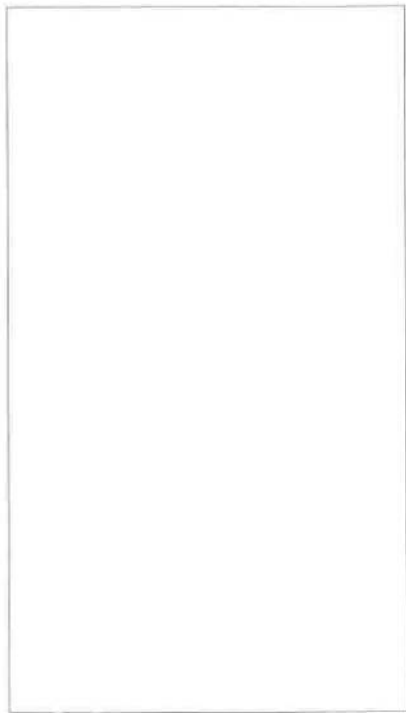




←ここを折って受給者証をはがして使用してください。



《ご使用の前に必ずご確認ください》

■医療費の請求について

この証が使用できる地域以外で受診したとき、証を提示せずに医療費を支払ったとき、治療用器具を作製したとき、1か月の自己負担限度額を超える一部負担金を支払ったときは、医療費の請求手続をしてください。
※医療費の請求ができる期間は、受診した日の翌月初日から起算して2年間です。また別途、ご加入の健康保険への手続が必要になる場合があります。

■高額療養費の返納について

この証を使用した受診により、健康保険から高額療養費や付加給付金が支給される場合は、本市が助成した医療費を返納していただきます。

■下記のような場合は、この証は使用できません

- ・交通事故など第三者行為により負傷した場合
 - ・業務上の事故により負傷した場合
 - ・学校、幼稚園、保育園などでの負傷により独立行政法人日本スポーツ振興センター法による医療費の給付を受ける場合
- ※やむを得ず証を使用する場合は、事前に必ずご連絡ください。

■下記登録事項等に変更があったときは届出をしてください

- ・他の市町村へ転出するとき
- ・住所、氏名等が変わったとき
- ・健康保険証が変わったとき
- ・世帯員の異動により、非課税世帯又は課税世帯へ変わったとき
- ・生活保護を受けたとき
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳などの等級に変更があったとき

■資格継続手続について

年齢要件により資格喪失となる場合があります。この場合、資格の継続の可否などについては担当課にお尋ねください。

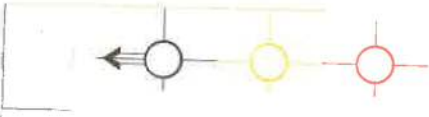
ここを折って受給者証をはがして使用してください。



苫小牧市長印
苫小牧市

とま子ヨッピー

©2011 苫小牧市



《ご使用の前に必ずご確認ください》

■医療費の請求について

この証が使用できる地域以外で受診したとき、証を提示せずに医療費を支払ったとき、治療用器具を作製したとき、1か月の自己負担限度額を超える一部負担金を支払ったときは、医療費の請求手続きをしてください。

※医療費の請求ができる期間は、受診した日の翌月初日から起算して2年間です。また別途、ご加入の健康保険で手続きが必要になる場合があります。

■高額療養費の返納について

この証を使用した受診により、健康保険から高額療養費や付加給付金が支給される場合は、本市が助成した医療費を返納していただきます。

■下記のような場合は、この証は使用できません

- ・交通事故など第三者行為による負傷
- ・業務上の事故による負傷
- ・学校、幼稚園、保育園などでの負傷により独立行政法人日本スポーツ振興センター法による医療費の給付を受ける場合
- ※やむを得ず証を使用する場合は、事前に必ずご連絡ください。

■下記の登録事項等に変更があったときは届出をしてください

- ・他の市町村へ転出するとき
- ・住所、氏名等が変わったとき
- ・ご加入の健康保険が変わったとき
- ・世帯員の異動、修正申告などにより、非課税世帯又は課税世帯へ変わったとき
- ・生活保護を受けたとき
- ・婚姻（事実婚を含む）したとき

■資格延長手続について

18歳以上の方は、年度末で資格喪失になります。未就労や就学などで保護者の扶養が継続する場合は、資格延長の手続きが可能です（20歳まで）。

50933Q60_1A

ここを折って受給者証をはがして使用してください。

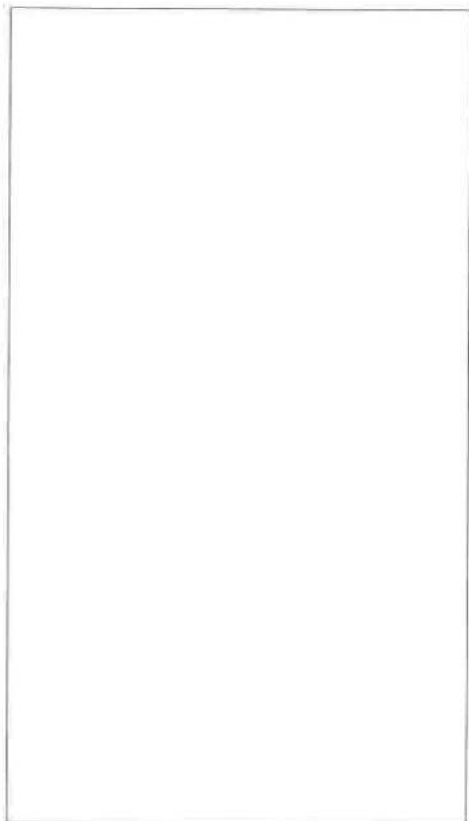


苫小牧市長

苫小牧市

とま子ヨッピー

©2011 苫小牧市



《ご使用の前に必ずご確認ください》

■医療費の請求について

この証が使用できる地域以外で受診したとき、証を提示せずには医療費を支払ったとき、治療用装具を作製したとき、1か月の自己負担限度額を超える一部負担金を支払ったときは、医療費の請求手続きをしてください。

※医療費の請求ができる期間は、受診した日の翌月初日から起算して2年間です。また別途、ご加入の健康保険への手続きが必要になる場合があります。

■高額療養費の返納について

この証を使用した受診により、健康保険から高額療養費や付加給付金が支給される場合は、本市が助成した医療費を返納していただきます。

■下記のような場合は、この証は使用できません

- ・交通事故など第三者行為による負傷
- ・業務上の事故による負傷
- ・学校、幼稚園、保育園などでの負傷により独立行政法人日本スポーツ振興センター法による医療費の給付を受ける場合
- ※やむを得ず証を使用する場合は、事前に必ずご連絡ください。

■下記の登録事項等に変更があったときは届出をしてください

- ・他の市町村へ転出するとき
- ・住所、氏名等が変わったとき
- ・ご加入の健康保険が変わったとき
- ・世帯員の異動、修正申告などにより、非課税世帯又は課税世帯へ変わったとき
- ・生活保護を受けたとき